

独立行政法人国立病院機構高松医療センターにおける
理髪室の設置・運営者の公募の公示

令和3年4月1日からの当病院内における入院患者等のための理髪室の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和2年12月11日

独立行政法人国立病院機構
高松医療センター
病院長 細川 等

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構高松医療センターにおける理髪室の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、入院患者等のための理髪室の運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、理髪室について、良好な運営実績が3年以上あること。※個人経営でも可である
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙5）

- ① 企画書の提出者の経営状況
- ② 理髪室の設置・運営の体制
- ③ 価格設定
- ④ 衛生管理体制

- ⑤ゴミ処理体制
- ⑥企画書の提出者のワークライフバランス取組状況
- ⑦定期建物賃付料の見積価格

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒761-0193 香川県高松市新田町乙8番地
独立行政法人国立病院機構高松医療センター 事務部 企画課 業務班長
電話087-841-2146 (内線132)

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和2年12月14日(月)から令和3年1月7日(木)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加者の登録期限、企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①登録期限

令和3年1月8日(金) 17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書及び添付資料」を持参又は郵送)

(4) プレゼンテーションの実施日時及び場所

①プレゼンテーション実施日時

必要に応じて実施(詳細は別途通知する)

②プレゼンテーション実施場所

高松医療センター 小会議室

(5) 見積合わせ日時及び場所

①見積合わせ日時

令和3年1月13日(水) 10時00分

②見積合わせ場所

高松医療センター 小会議室

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による予定)
- (3) 企画書のヒアリング …… 無し(必要に応じて実施)
- (4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ
- (5) 詳細は、説明書による